

平成29年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成29年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行つていただきますようお願いします。

監督実施状況

(表参照)

率は68・3%です。平均を若干上回っています。

違反率が平均を上回ります。

平成29年も、過重労働対策、化学物質対策を重点に、918件の事業場に対し、臨検監督（労働基準監督官が予告なく事業場を訪れ、労働条件と安全衛生の調査を行うこと）を実施いたしました。

高い違反率

70・0%の事業場で、労働基準法、労働安全衛生法の違反が認められました。この比率を違反率といいますが、愛知労働局全体の平成29年の違反

反対について

労働条件等に関する違反件数の最も多いのが労働時間269件(29.3%)で、次いで割増賃金160件(17.4%)です。労働時間について

過重労働による健康障害防止及び長時間労働対策は、労働行政の最重点課題の一つであり、今後も同対策の強化を図り推進していきます。

安全衛生に関する違反について

安全衛生に関する違反については、健康診断に関するものが211件(23.0%)で、一定期間における健康診断（特殊健康診断を含む）が実施されていない、健康診

は、36協定未提出、36協定限度時間超え、特別条項の適用回数超え、割増賃金については、賃金不払残業、割増計算方法の不備等の違反が認められました。

● 約5社に1社の割合で衛生スタッフ未選任

常時50人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられる衛生管理者の選任義務が果たされていない事業場は55件(20.3%)、安全衛生委員会等に関する法違反が認められた事業場は34件(12.5%)でした。

なお、表には記載されませんが、常時10人以上50人未満の労働者を使用している事業場に義務付けられている安全衛生推進者を選任している事業場は24件(6.1%)でした。

社長1人では従業員の健康管理を適正に行うことができません。法定要件に従つて、衛生管理者又は安全衛生推進者を選任し、従業員の健康管理を適正に行つてください。

● 製造業の約2割の事業場で安全基準違反・衛生基準違反

安全基準違反とは、機械への挟まれ・巻き込みによる労働災害を防止するための、安全カバーや安全装置が設置されていない、フォークリフト等荷役運搬機械との接触災害を防止するために作

あると判断された者について、労働者の健康を保持するための必要な措置について、医師等から意見聴取を行つていなかった。定期健康診断は、会社の費用で1年以内ごとに1回（特殊健康診断は6か月に1回）定期的に実施してください。また、定期健康診断の結果、異常の所見があると判断された労働者については、今後の就業の可否や配慮すべき事項等について、医師等から意見聴取を行うとともに、必要に応じ、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等適切な措置を講じてください。

(表)平成29年 監督実施状況及び措置状況

名古屋北労働基準監督署(件)

	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率(%)	使用停止等処分事業場数	違反状況																		じん肺法			
					労働基準法						最賃法			労働安全衛生法												
					労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	賃金不払	安全管理	作業主任者	安全衛生委員会	安全基準	衛生基準	元方事業者注文書	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断					
製造業	285	214	75.1	12	41	94	4	50	25	21	20	9	3	14	51	4	54	59	0	45	4	5	45	80	4	
建設業	187	122	65.2	32	4	18	2	10	1	8	4	1	1	2	3	3	54	2	31	0	0	0	0	14	0	
運輸交通業	80	60	75.0	0	7	46	0	13	10	10	2	2	1	5	0	5	3	0	0	2	0	0	0	21	0	
工業的業種	567	403	71.1	44	52	164	6	75	37	39	27	12	5	23	54	12	113	61	31	47	4	5	45	117	4	
商業	94	67	71.3	0	11	23	0	24	10	17	10	2	1	6	2	4	5	3	0	3	0	1	1	26	0	
保健衛生業	19	16	84.2	0	0	8	0	7	3	1	2	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	6	0
接客娯楽業	34	29	85.3	0	7	17	2	9	11	3	0	1	0	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	11	0
その他の事業	133	80	60.2	0	11	34	0	27	15	10	6	1	0	15	0	11	1	0	0	0	0	0	0	30	0	
非工業的業種	351	240	68.4	1	34	105	3	85	50	40	18	6	1	32	2	22	9	4	0	4	0	1	2	94	0	
合計	918	643	70.0	45	86	269	9	160	87	79	45	18	6	55	56	34	122	65	31	51	4	6	47	211	4	

①複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。②業種は主要なもののみを掲載しています。

業計画を作成していない、高さ2m以上の作業床や通路の端からの墜落災害を防止するための手すり等を設置していない、天井クレーンのフックの外れ止め防止装置を補修していないといったものであります。法で定められた安全基準を遵守し、従業員を労働災害から守つてください。

衛生基準違反とは、例えばトルエン、キシレンなどの有機溶剤やエチルベンゼン、ジクロロメタンなどの特別有機溶剤（特定化学物質）を用いて塗装、洗浄などの作業を行う場合、発生する有害な蒸気を、屋外に排出する局所排気装置を設置していない、作業主任者を選任していない、6ヶ月に1回作業環境測定を実施していない、6ヶ月に1回特殊健康診断を実施していないといったものであります。化学物質は、口、目、皮膚などを通して体内に取り込まれます。めまい、嘔吐、意識混濁など

どの急性中毒や、肝障害、腎障害などの慢性中毒症状をもたらすだけでなく、発がん性が認められる物質も多く存在します。法で定められた衛生基準を遵守し、これらの職業性疾病から従業員を守つてください。

申告処理状況

申告とは、労働者が「給料が払われない」「残業代が支払われない」「解雇予告手当が払われない」「健康診断が実施されない」などの労働関係法違反について、監督署に個別救済を求めることです。これらの申告を受けて、労働基準監督官は事業場に対して調査を行い、違反が認められた場合は違反の是正勧告を行います。

平成29年の申告処理件数は416件で、前年よりも26件減少しました。申告内容は、定期賃金不払、賃金不払残業、深夜割増賃金不払、最低賃金不

払、不当な減給制裁、休業手当の支払金額、解雇予告手当の不払など、金錢に関わるもののがほとんどです。

●トラブルの未然防止に万全を期してください

これらの労使のトラブルを未然に防止するためには、労働条件通知書を交付し、労働契約締結の際に労働契約内容を明確にしておくことが不可欠で、労働者数が10人以上の中堅企業においては、作成した就業規則を事前に説明・周知を図ることも必要です。

また、割増賃金に関して、その法定ルールを知らないなかつたために、元労働者等からの申告により、過去に遡って数百万円、数千万円の追加支給を余儀なくされた会社もあります。いま一度自社の賃金制度を見直し、法定ルールに従つた割増賃金が適正に支払われているかの確認をお願いいたしま